

大水工工 第9070号

令和5年3月28日

株式会社 六車

代表者 六車 宏樹 様

大阪市水道局長

谷川 友彦

### 改良土製造工場の登録について（通知）

令和4年11月29日付けの改良土製造工場の登録申請につきまして、手続きが完了しましたので、次のとおり通知します。

#### 記

1 登録期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

2 製造工場 工場名 株式会社 六車

所在地 大阪府茨木市豊川2丁目1番27号

#### 3 特記事項

1. 本登録は、当局土木工事における改良土調達先を指定するものであり、貴社の改良土販売にあたっての品質保証、製品認証及び工場認証等を当局が行うものではない。
2. 申請書類の内容に変更が生じたときは、「改良土製造工場の登録に関する施行の細目」（以下「施行の細目」と言う。）第11条の規定に従い、遅滞なく登録内容変更申請書を提出しなければならない。
3. 改良土の製造を中止したとき、又は改良土登録工場の登録の辞退を希望するときは、施行の細目第12条の規定に従い、遅滞なく登録辞退願を提出しなければならない。
4. 施行の細目第13条第1項の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことがある。
5. 登録終了日以降の登録継続を希望する場合は、施行の細目第10条の規定に従い、登録終了日の前年の11月30日までに登録更新に係る書類を提出しなければならない。
  
6. 「改良土製造工場の登録に関する施行の細目」の掲載場所  
水道局HP (<http://www.city.osaka.lg.jp/suido/>) >経営情報>条例・審査基準等>その他の例規> 改良土製造工場の登録に関する施行の細目